

改正労働安全衛生規則のポイント (川越監督署陸災防 交通・労災事故防止大会 説明資料)

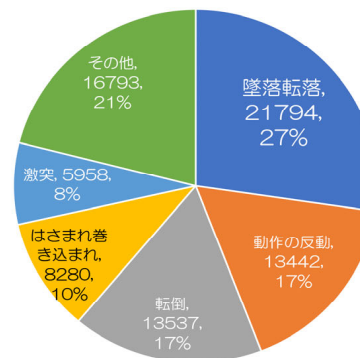
令和5年12月1日(金)



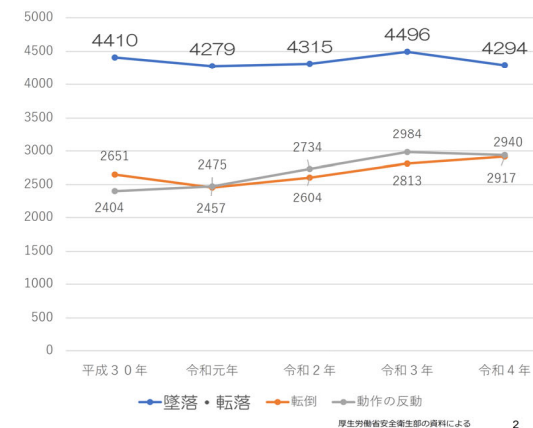
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
安全衛生管理員 五十嵐 力

全国における陸運業の事故の型別死傷災害発生状況

事故の型別死傷災害の割合
(平成30年～令和4年)



主な事故の型別死傷災害の推移



改正労働安全衛生規則のポイント1

1 保護帽の着用義務の拡大 (令和5年10月1日施行済)

【労働安全衛生規則第151条の74】

旧規定：

最大積載量が5トン以上の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならない。

改正規定 (現行規定)：

以下のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 一 最大積載量が5トン以上
- 二 最大積載量が2トン以上5トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
- 三 最大積載量が2トン以上5トン未満であって、テールゲートリフターが設置されているもの

改正労働安全衛生規則のポイント1

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行済】

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - ☆ 最大積載量5トン以上 (旧規定から引き続き)
 - ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの (あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など)
 - ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの (テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。)
- 保護帽は、型式検定 (国家検定) に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければなりません。



新たに保護帽の着用が必要な貨物自動車 1

- ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）



新たに保護帽の着用が必要な貨物自動車 2

- ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積み卸しを行うときに限る。）



保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲（施行後）

必ず保護帽を着用！



		荷台側面が構造上開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要（TGL使用時のみ）
	TGLなし	必要	不要

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

（平成25年3月25日基発0325第1号
改正 令和5年3月28日基発0328第5号厚生労働省通達）

墜落・転落による労働災害の防止対策

〔アの⑤〕（保護帽の着用）

墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。

改正労働安全衛生規則のポイント2

2 昇降設備の設置義務の拡大（令和5年10月1日施行済）

【労働安全衛生規則第151条の67】

旧規定：

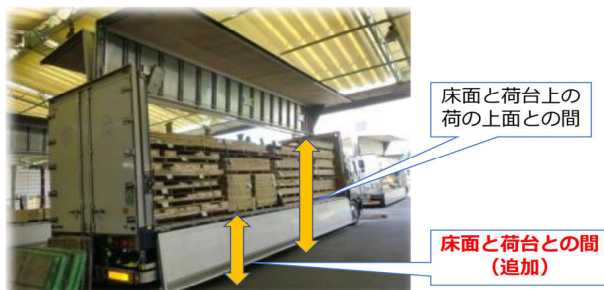
最大積載量が**5トン以上**の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

改正規定（現行規定）：

最大積載量が**2トン以上**の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

昇降設備の設置が必要な場合

- ② 昇降設備の設置は、「床面と荷の上との間の昇降」の場合に必要でしたが、施行後は、「**床面と荷台との間の昇降**」、「床面と荷の上との間の昇降」のいずれの場合にも必要となります。



改正労働安全衛生規則のポイント2

昇降設備の設置が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行】

- ① 最大積載量が「5トン以上」から「**2トン以上**」の貨物自動車
で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- ② 昇降設備は、「**床面と荷台との間の昇降**」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- ③ 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- ④ テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



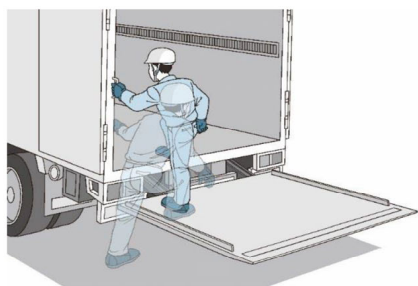
昇降設備に該当するもの 1

- ③ 昇降設備には、踏み台等の可搬式のものほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。



昇降設備に該当するもの 2

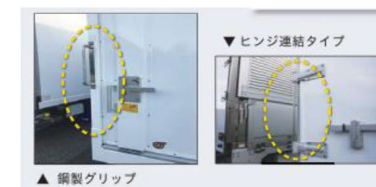
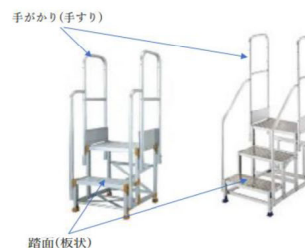
- ④ テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



13

昇降設備の要件

- 昇降設備の構造は、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましい。
- 貨物自動車に設置されている昇降用のステップにあっては、乗降グリップがあり、三点支持により安全に昇降できる形式のもの等が望ましい。



14

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日基発0325第1号
改正 令和5年3月28日基発0328第5号厚生労働省通達)

墜落・転落による労働災害の防止対策

[アの⑩] (昇降設備)

最大積載量が**2 t 以上**の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。

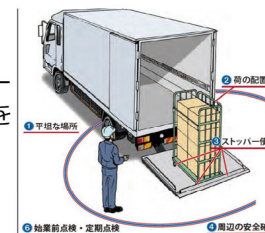
最大積載量が**2 t 未満**の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。

15

改正労働安全衛生規則のポイント3

3 テールゲートリフターによる荷役作業を行う業務の特別教育の義務化 (令和6年2月1日施行) 【労働安全衛生規則第36条】

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務（以下「操作業務」といいます。）が、特別教育の対象となります。【学科4時間、実技2時間】
 - ☆ 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - ☆ 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - ☆ 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストストップ等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、出来る限り特別教育を受けることが望ましいです。



テールゲートリフターの操作の業務の特別教育カリキュラム

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取り扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取り扱い方法 台車の種類、構造及び取り扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	テールゲートリフターの操作の方法	2時間

※6月以上の実務経験者に対する教育

学科教育：テールゲートリフターに関する知識 45分

実技教育：テールゲートリフターの操作の方法 1時間

17

テールゲートリフター インストラクター養成研修実施（予定）日程

回	実施（予定）年月日	講習時間	会場	定員	受講者数
1	令和5年9月27日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	80	72
2	令和5年9月28日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	80	69
3	令和5年10月7日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	80	77
4	令和5年11月25日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	80	71
5	令和5年12月6日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	80	
6	令和5年12月7日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	80	

テールゲートリフター 学科特別教育実施日程

回	実施年月日	講習時間	会場	定員	受講者数
1	令和5年10月21日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	80	63
2	令和5年10月22日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	80	64
3	令和5年11月3日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	80	65

18

改正労働安全衛生規則のポイント4

運転位置から離れる場合の措置 【令和5年10月1日施行】

- 貨物自動車やフォークリフトなどの車両系荷役運搬機械の逸走を防ぐため、運転者が運転位置から離れる場合は、次の措置を講じることが義務となっています。

- ① フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ② 原動機（エンジン）を止めること
- ③ ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずること



- ただし、運転席と、作業装置の操作位置が異なる貨物自動車（テールゲートリフター車）で、作業装置の操作を行う場合は、①と②の義務は適用除外となります。
- ブレーキを確実にかける、輪止めをするなどの逸走防止措置を確実にとってください。

